

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会規約及び規則

第1条 (名 称) 本会は、神奈川県高等学校視聴覚教育研究会という。

第2条 (目 的) 本会は、視聴覚研究を通じて県内高等学校教育の推進に寄与することをもって目的とする。

第3条 (会 員) 本会の会員は、前条の目的に賛同する県内すべての高等学校・中等教育学校・特別支援学校をもって構成する。

第4条 (事務局) 本会の事務局は、原則として会長校に置く。

第5条 (事 業) 本会は、その目的を達成するために次の事業を置く。

1. 視聴覚教材教具、情報機器を取り入れた学習指導の研究
2. 研究会、講習会、見学会、講演会の開催
3. 生徒の放送・情報活動に関する大会の主催
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第6条 (役 員) 本会に次の役員を置く。役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

1. 会長1名 会務を統括し本会を代表する。
2. 副会長若干名 会長を補佐し会長に事故ある時は職務を代行する。
3. 監査2名 会計の監査をおこなう。
4. 事務局 事務局長、会計、事務局員をもって構成する。

第7条 (総会) 総会は少なくとも毎年1回会長が召集し、次の事項を審議する。

イ 事業報告 ロ 決算報告 ハ 予算審議 ニ 役員選出

ホ 規約変更 ヘ その他本会の運営に関し必要な事項 事務局会議は、本会の企画、運営を行う。

第8条 (議 決) 会議の議決は出席者の過半数をもって決定する。

第9条 (会 計) 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。会員校は別に定める会費を納入する。

第10条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 (規約改正) 本規約の改正は、事務局会議が総会に提案し、その承認を得なければならない。

第12条 (その他) 本会の運営に必要な細則は、事務局で定める。

附則

1. この規約は昭和34年11月16日より実施する。
2. この規約は昭和45年7月11日改正し実施する。
3. この規約は昭和49年5月24日改正し実施する。
4. この規約は昭和63年5月24日改正し実施する。
5. この規約は平成10年5月31日改正し実施する。
6. この規約は平成23年4月22日改正し実施する。
7. この規約は平成25年5月11日改正し実施する。

細則

1. 本会に次の委員会を置く。

イ 委員会 (技術講習委員会、校内放送委員会、情報委員会) ロ 特別委員会

2. 事務局は庶務、会計、広報、編集、渉外、企画の業務をおこなう。

3. 各委員会は規約第5条による事業の企画運営にあたる。

4. 学校設置別の部会を設けることができる。

5. 高等学校・中等教育学校は会費4,000円とする。定時制・通信制・分校・特別支援学校の高等部はその半額とする。

請 求 書

金 4, 000 円也

ただし、神奈川県高等学校視聴覚教育研究会
平成27年度会費として

上記のとおり請求します。

平成27年 4月 27日

各高等学校長 殿

横浜市鶴見区小野町6
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校

カナガワケンコウトウガッコウ
シチョウカクキョウイクケンキュウカイ
神奈川県高等学校視聴覚教育研究会
クリハラ ミネオ
会長 栗原 峰夫

振込先

横浜銀行鶴見支店
(店番号361)
普通預金 口座番号6106797

カナガワケンコウトウガッコウシチョウカクキョウイクケンキュウカイ
神奈川県高等学校視聴覚教育研究会
クリハラ ミネオ
会 長 栗原 峰夫



振込上のお願い

銀行振込の際、振込者の字数（カタカナ）制限等がある関係上、確認の簡略化のため次のように振込をお願いします。

- ① 基本的には県立、市立等を校名の前につけなくて結構です。
- ② 但し、同一校名のある県立、市立の場合には県または市を校名の前にお付けください。

以上 よろしく願いいたします